

## (研究資料)

## 熊本県五木村の立村計画における林業の諸問題と対策

## —奥地山村振興対策の1例—

小林 裕<sup>(1)</sup>

Yutaka KOBAYASHI: Forestry Problems and Policies in the Development Program in Itsuki Village, Kumamoto Prefecture——An example of the policy for the development in the remote mountain village

(Research materials)

要 旨: 本稿は、現在の「高度経済成長」下におけるわが国奥地山村の振興対策を、基本的に考え直してみようとしたものである。基本的な問題は多様な面をもつが、奥地山村における林業の基本問題に沿って、林業の中での重点施策を立てる視点で述べた。このことがわが国奥地山村の近代化に資する施策の1つにつながるのである。

ここでは熊本県五木村を例にあげた。ここでの産業としての林業の中心課題は造林事業におかなければならない。それは本村が木場作の段階を一部残しながら、育林経営の開発ないし展開期の段階であり、かつ林業のほかに見るべき産業がないからである。

この推進にあたり、その阻害要因は土地所有問題、とりわけ私有林の所有構造にある。これは大きくいって、村内ダンナ衆による大山林所有、村外の製紙業などの大資本による大山林所有、共有形態の残存である。これらのそれぞれについて造林事業に対する阻害要因とその性格について検討した。

今後の発展のための対策の柱として、奥地山村近代化の手順を考えること、林業労働力流出を阻止すること、地域林業労働力の労働条件を上げることなどの諸点を中心に考察し、あわせて調査時点以後現在までの五木のこの点に関しての動向を述べた。

## I まえがき—ダム問題と挙村的立村計画

現在、いわゆる「高度経済成長」と山村の関係といった場合、すぐ想起されるのは過疎化現象、労働力の流出、巨大資本の進出—その1つとしてのダム建設—、林業構造改善事業、山村振興事業などの諸点であろう。

これらの中で、疾風怒濤のような「高度経済成長」をささえる基幹エネルギー源の1つとしてのダム建設は、奥地山村を振りまわすが、そのような折、奥地山村における林業については、一体何を考えたらよいか。林業構造改善事業のように、林業の生産基盤の整備、資本装備の高度化、具体的には奥地山村の一般交通路としての役割を果たす林道を作設し、機械、施設を導入するということもあろうし、山村振興事業のように、山村の過疎化の諸問題を、わが国の文化水準と経済構造との関連で考える場合もあるが、ここではむしろ1村を根底からゆるがす折に、奥地住民の生活向上と、将来の地域林業発展とに対して、基本的な何を、どのように考えたらよいかを求めようとしている。

さて、川辺川ダム\*は多くの建設目的を有し、それは災害防止、農業かんがい、発電用である。したが

1972年6月26日受理 Received June 26, 1972

(1) 経営部 Forest Management Division

\* 昭和42年1月、球磨川水系の防災対策として、川辺川に高さ102m、天端標高277m、総貯水容量11,100万t、建設地点は相良村宇藤田とする計画を、建設省は発表した。入吉、五木方面の位置は図1に示した。

また、昭和31年に下頭地(藤田)にダム建設計画が進められた時は、五木村は反対して、中止させた。

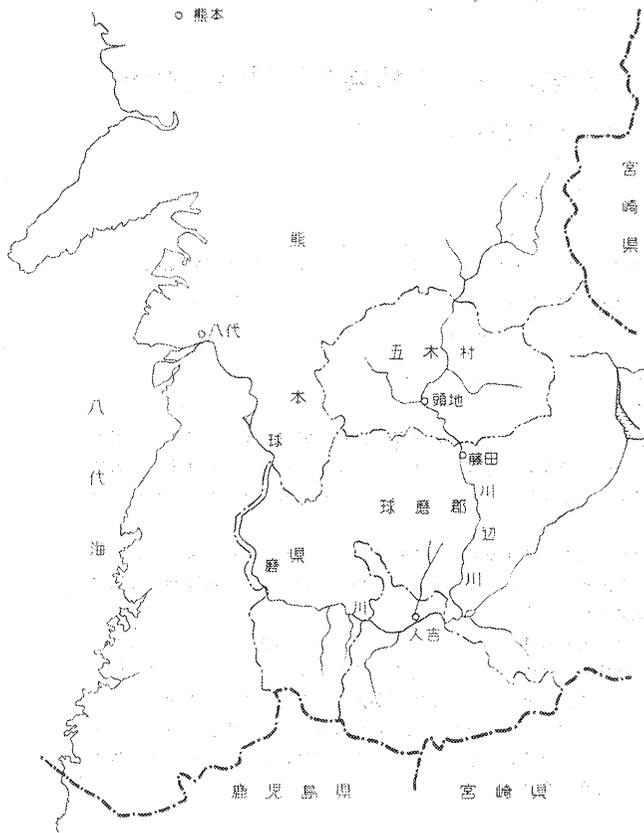


図 1. 五木村の位置

ける立村計画はどのように考えたらよいのかということが、村の当事者たる行政担当者や議会の深慮したところである。

このような時、たまたま住民、農民の立場に立って、この種の問題を考える研究者のあることを知り、村ではそれにこの調査を依頼することになった。気象、建設、土木、地形、地質、治水、農業、林業、社会構造、地域計画、補償の各パートが現地を調査し、すでにそれぞれ報告された。

この「奥地山村の振興対策」は、そのうち林業を筆者が担当したので、その報告を、時を経てさらに全面的に手を加え、付加し、激動期における林業立村の基本的な発展対策の研究として、ここにまとめたものである。

これは1つのケースのことであり、かつ少し時間が経過したが、しかしこれをまとめたゆえんは、この研究が、国家独占資本主義段階のわが国各地の奥地山村に惹起する問題に対し、共通する問題に少しでもアプローチしようとするものをもって考えたからである。各地の条件は異なるにしても、村が重大な変貌期にある場合、奥地山村における林業を、基本的などのように考えたらよいかの1つの施策の側面を提出し、示唆を与えられればこの研究の目的は達せられたのである。われわれはこれまでの研究ないし調査で、山村振興事業や林業構造改善事業の点からそれぞれの報告を行ってきた\*が、いずれも基本法林政の線に沿った行政目的を意識せざるをえず、そこでの対策は土地所有と土地経営基盤の拡充強化の施策より、生産設備の改良である林道の敷設とか、他の副次的つまりへき地教育問題とか、または特産物奨

って利害が入り組み、それらは互いに相反し、矛盾する関係を生じるが、先例の多くは、これらのうち電力が最も強い力をもっていることを示している。われわれが調査した昭和43年当時、隣村相良(さがら)村では、すでにダム建設調査の段階に入っていた。この建設にあっては、直接的利害関係者の確実な利益を保障するという立場から建設を調査熟慮し、その上になたて、住民の真の意志に基づいたダム建設の対応を、決定しなければならないのである。

このような考え、とくに五木村の全村民の自由な意志に従ってダム建設を受け入れ、または反対する、もしくは受け入れる場合補償をどのようにするか、あるいはこれらは五木村の立村計画の柱にかかわってくるから、この機会にお

助とかの施策に備したきらいのあることは、先にもふれたところである。また最近公益的林業をとり上げることが一部の世論となり、独占資本の側からは従来の林業生産を中心にした政策より、大気汚染、水質汚濁、自然破壊等の要因を重視し、すなわち、森林のもつ公益的機能重視の政策に転換を迫ろうとするグリーン・プラン\*\*も登場している。これについては幾多の歴史の重みの中から、なお林業の中心がどこにあったかを考える時、従来からも存在していた森林の公益的作用をあまりにかたよってとり上げたらうみがある。ここでは林業のもつすべての機能を考えてはいるが、全村的発展に立って、ひいてはわが国奥地山村の発展の展望に立って、基本的な問題の所在を取り上げたのである。

次に、本村の具体的発展の担い手の順序、別言すれば、現段階の奥地山村における近代化路線について若干ふれておく。奥地山村が、現在の国家独占資本主義下において、どのような展開の道をたどるのか。国や県の力を背景にした村外の巨大な資本、ここではその1つとしてダム建設の諸資本、それより小さくかつ脆弱な規模の林業資本—製紙資本とか木材業経営資本、村内にあっては、ダンナ衆を中心にした大山林所有、中〜小山林所有、村内の林業労働を中心にした労働力群が存在するなかで、どのような力が、どのような形で現段階における奥地山村の近代化のために必要か、他の力とのかかわり、変化はどうなっていくか、それらは現時点でどのような意味をもつのか。それにはいろいろの道が考えられるが、その1つとして外部の大資本の進出に遭遇して、従来村の支配層であったダンナ衆が中心である大山林所有の位置を一挙に変更せず、すなわちかれらの山林所有の再分配を直ちに問題にするのではなく、むしろかれらと、現在村の「平民」層を中心にした新興中、小資本家（商業、製材業）との均衡関係に注視しつつ、大山林所有の力を過去のものとしていくみちが、過渡的に重要であるとの視点に立っている。なぜなら、大山林所有者はダム建設による林業労働力の流出に困惑し、また、資本による村の急激な変化をおそれるため、43年当時、村内におけるダム反対の大きな力となっていた。幾多の例が示すように、いたずらなダム建設は、先にふれたように、基本的に地域住民の利益にならないとの見解をわれわれはもっているが、そのなかにもあっては、それを貫ぬくにはあくまで地域住民を中心とした、この点に関する力関係にかかっていることを忘れてはならないので、このような奥地山村における山林所有者の果たす力の役割をも考慮したのである。労働者側は資本家側に最も対立し圧迫される立場にあるが、従来の山林所有者による従属、圧迫関係の軽減、脱出のため、また窮迫生活であるため、目前の収入に眩惑される結果、ダム問題には冷淡または建設賛成の態度をとるものも一部見られるので、村のダム問題に対しては受け入れ反対に対する村民の力を分散させる作用を内包する。村内の新興中、小資本家は、このような重大な時期に村の政治的力を掌握しようと努めるが、そのために大山林所有者とむしろ対立の関係にある。それに加えて、実際に水没する住民と、そうでない住民との利害関係の問題も生じている。このような複雑な情勢の中から、村政執行側と村議会側は一致してダム問題の村住民の利益を研究、調査、世論の統一をはかった。山村展開の具体的担い手として、各階級ならびにその中での各階層を以上のように見て、その立村計画における林業の諸問題と対策を報告したものが、本論文である。

最後に、調査に際し、またその後もういろいろお世話になった五木村役場、村議会、その他の諸機関や住

\* 「東信高冷山村のすがたと進路—長野県南佐久郡北相木村」(昭和41年3月, 山村振興調査会), 「陸前近郊山村のすがたと進路—宮城県名取郡秋保村」(昭和42年3月, 山村振興調査会), 「石川県小松市林業構造改善事業計画について」(昭和42年9月, 全国林業構造改善協議会), 「秋田県鹿角郡八幡平村林業構造改善と地域の林業振興について」(昭和46年3月, 全国林業構造改善協議会)。

\*\* 経済同友会「21世紀グリーン・プランへの構え—新しい森林政策確立への提言—」(昭和46年11月)

表 1. 五木村, 相良村, 球磨郡の民有林における

市 町 村		総 数	立 木					
			総 数			人 工 林		
			総 数	針	広	総 数	針	広
五 木 村	面 積	21,603.75 (100%)	20,984.85	8,332.07	12,652.78	8,037.74 (37%)	8,037.74	—
	材 積	(1,263,303) (100)	1,263,303	317,877	945,426	269,208 (21)	269,208	—
相 良 村	面 積	5,746.75 (100)	5,439.39	2,430.11	3,009.28	2,380.93 (41)	2,380.93	—
	材 積	(295,513) (100)	295,513	94,195	201,318	89,592 (30)	89,592	—
郡 計	面 積	101,940.34 (100)	98,038.28	48,464.36	49,573.92	47,471.81 (47)	47,293.49	178.32
	材 積	(6,890,840) (100)	6,890,840	2,564,520	4,326,320	2,428,023 (35)	2,417,061	10,962

注) 単位については、面積は ha, 材積は立木で m<sup>3</sup>, 竹林は 1,000 束。

民の各位に厚くお礼を申し上げたい。

## II 林業の諸問題と発展の方向

### 1. 五木村の林業を問題とする姿勢

村をあげてダム問題にいかに対処するかという時にあたって、本村の基幹産業である林業がその直接の影響をどのようにこうむるかという点\*と、この危急の時にあたって、むしろ今一度本村の林業をどのように現状認識し、そのどの面に重さがあるのかを探る点の2つが問題となろう。ここでの課題は後者である。

本村の林業の展開および現状については、近々15年についてだけみても、その振興策に直接、間接につながる有効な実態調査書\*\*は、かなり公にされている。限られた調査日程で、本村林業の現状をここで正確に述べることは不可能なので、したがって今述べた調査書ならびに現地調査に基づいて、多様な問題をかなりはらむ本村林業の基本的な特質にふれるにとどめたい。

ただ重要なことは、本村のあらゆる現状の問題に共通性をもつかも知れないが、とくに林業の現状の問題にはもっとも根底に横たわる後述の基本問題がある。それは今日の解決への道の指摘にはならないと思われるが、しかし基本的には両者は強い相互紐帯関係にあるのであるからふれないわけにはいかない。

五木村の林業を問題とする姿勢は、要するに林業自身の水没に対する補償問題より、ダム問題によって

\* 村の中心部頭地を含めた村の部落の大部分、小浜、金川、清楽、野々脇、大平、逆瀬川、三方谷、下手、田口、久領、高野の11部落、世帯数 415 戸 (全村の 37%) が水没予定となっている。また宅地 6.6ha (同 26%)、水田 15.2ha (同 49%) を含め、耕地合計 55.4ha (同 29%) が水没する。

\*\* 佐藤光昭「村のすがた」(昭和 28 年)、塩谷勉ほか「五木村林業実態調査報告」(昭和 31 年)、川村久二雄「林業金融基礎調査報告 (11) —山村農家の経営 (うち五木村分)」(昭和 31 年)、高松圭吉ほか「林業金融基礎調査報告 (15)」(昭和 31 年)、五木村「五木村は下頭地 (藤田) ダムの構築に何故反対するか — その原因と理由」(昭和 32 年)、林野庁「林業労働力動態調査結果報告書 (うち五木村分)」(昭和 37 年) 塩谷・兵頭ほか「林業構造改善対策調査報告書・下 (うち五木村分)」(昭和 39 年)。

人工林, 天然林別森林資源面積, 蓄積

地			竹 林	無 立 木 地				特 殊 林 そ の 他
天 然 林				総 数	伐採跡地	未立木地	更 困 難 新 地	
総 数	針	広						
12,947.11	294.33	12,652.78	226.17	388.64	45.39	286.30	56.95	4.09
994,095	48,669	945,426	113,684					
3,058.46	49.18	3,009.28	147.46	148.77	50.76	74.78	23.23	11.13
205,921	4,603	201,318	75,400					
50,566.47	1,170.87	49,395.60	2,282.01	1,511.67	488.05	850.60	173.02	108.38
4,462,817	147,459	4,315,358	2,054,224					

村が根本的に変ぼうするこの機会が、林業に対しても影響を与えるのであるから、ダムによる水没問題を受け入れるならば村の今後の発展方向に立った全補償のなかの総林業分を要求すべきであり、そのなかにあっても、当然基本問題は包摂されているのであることを忘れてはならない。また受け入れない場合、当然に基本問題を解かねばいつまでも村のすべての停滞から脱却できないばかりではなくて、小羊の立場にある本村林業ひいては五木村民の生活は、村内山林に着目する外部資本によって食い荒らされることになることは必然であろう。

2. 現状のいくつかの問題

(1) 森林資源の内容

熊本県林務部「球磨地域森林計画書」(実行期間昭和43年4月~48年3月)によれば、五木村は25,205 ha\*のうち24,109 haの森林をもち、これは土地面積の96%にあたる。隣村相良村は75%であり、郡全体は82%であって、本村は郡下で森林割合が最も高い。このうち国有林は2,505 haあり、これを除いた民有林は21,604 haとなり、その内訳を表1のように人工林と天然林についての割合から見ると、人工林は8,038 haで全民有林中の37%を占めている。相良村は41%、郡全体では47%であるから、この地方としては、人工林割合が著しく低い。

さらにこの民有林21,604 haを、立木価値と対応していると見てよい年齢という点から見ると、表2および図2のとおりになる。20年生以下の全く市場価値未発生的人工林幼齢木は、谷人工樹種込みで、面積は7,259 haで90.3%となり、蓄積は102,300m<sup>3</sup>で38%となる。球磨郡全体の割合では、面積は86.4%、蓄積は27.9%である。いいうことは郡全体と比べると人工林は面積、蓄積ともに20年生以下の幼齢木が県の平均以上より多いことである。

主要有用樹種について見てみたい。今度は逆に、市場価値のある40年生以上的人工林を見よう。スギで

\* 本村の林業関係の統計数値は、各報告書とも必ずしも一定していない。したがってここでは、場合により若干数字を異にすることがある。

表 2. 五木村, 球磨郡の民有林

	樹種	年 生		1 ~ 10			11 ~ 20			21 ~ 30		
		面積 ha	蓄積 m³	面積 ha	蓄積 m³	成長量 m³	面積 ha	蓄積 m³	成長量 m³	面積 ha	蓄積 m³	成長量 m³
五 木 村	スギ	3,803 (65.9)%			1,390 (24.0)	77,000 (38.2)	11,535	453 (7.8)	69,900 (36.1)	7,009		
	ha 当たり 蓄積成長量					53.2	8.3	154.3	15.5			
	ヒノキ	984 (77.5)%			112 (8.8)	5,300 (10.8)	809	73 (5.7)	11,600 (23.6)	1,113		
	ha 当たり 蓄積成長量					47.3	7.2	158.9	15.2			
	計	5,627 (70.0)%			1,632 (20.3)	102,300 (38.0)	16,572	528 (6.6)	81,700 (30.3)	8,133		
	ha 当たり 蓄積成長量					62.7	10.2	154.7	15.4			
天 然 林	広葉樹	2,679 (20.7)%	32,600 (3.3)	4,754	4,549 (35.2)	293,000 (29.5)	26,945	2,724 (21.0)	239,700 (24.1)	7,209		
	ha 当たり 蓄積成長量		12.2	1.8		64.4	5.9	88.0	2.6			
球 磨 郡	スギ	15,343 (55.2)%			8,727 (31.4)	480,100 (32.7)	73,337	1,999 (7.2)	331,000 (22.5)	31,570		
	ha 当たり 蓄積成長量					55.0	8.4	165.6	15.8			
	ヒノキ	9,609 (65.4)%			2,715 (18.5)	115,600 (14.4)	17,890	626 (4.3)	94,800 (11.8)	9,103		
	ha 当たり 蓄積成長量					42.6	6.6	151.4	14.5			
	計	28,324 (59.7)%	2,700 (0.1)	422	12,653 (26.7)	674,200 (27.8)	61,888	2,811 (5.9)	451,900 (18.6)	41,983		
	ha 当たり 蓄積成長量		0.1	0.01		53.3	4.9	160.8	14.9			
天 然 林	広葉樹	12,653 (25.0)%	210,400 (4.7)	36,302	16,823 (33.3)	1,210,300 (27.1)	114,777	8,720 (17.2)	986,500 (22.1)	33,803		
	ha 当たり 蓄積成長量		16.6	2.9		71.9	6.8	113.1	3.9			

注) 熊本県球磨地域および五木村「森林資源構成表」により作成。昭和42年10月現在。人工林樹種計欄の数値は、

は、本村の面積で0.7%、蓄積で9.2%を占めている。郡全体の平均では面積で2.6%、蓄積で22.1%を占める。ヒノキでは本村の面積で0.4%、蓄積で4.5%を占め、郡平均では5.6%、蓄積で39.2%である。つまり40年生以上のスギ、ヒノキは郡平均の面積、蓄積割合と本村のそれとの比較では、面積、蓄積とも本村はかなり下まわる。

それでは林分の市場価値の良否を示す単位面積あたりの蓄積と、成長量はどうかであろうか。人工林合計でみると、50年生未満では、むしろ本村の方が郡平均より高いのである。たとえば41~50年生では、本村 ha あたり蓄積 448m³、ha あたり成長量 10.3m³ であるのに対し、郡は 339m³、9.4m³ である。

また本村の森林に対する自然条件は、比較的林木育成に適しているのであって(昭和40年度県統計)によれば、雨量 2,971 mm、気温平均 14.4°C であり、地質は石灰岩の古生層地帯に属し、尾根筋は生育不良であるが、谷筋の風化土壌の堆積の深いところはスギ適地であり、全体としても林木生育は中程度である。

以上は現在時点に立って、村の森林資源の本村全体の平均化したものを郡と比較することによって、そ

## 森林資源構成

31 ~ 40			41 ~ 50			50 以上			合 計		
面積 ha	蓄 積 m³	成長量 m³	面積 ha	蓄 積 m³	成長量 m³	面積 ha	蓄 積 m³	成長量 m³	面積 ha	蓄 積 m³	成長量 m³
94 (1.6)	32,000 (16.5)	1,442	37 (0.6)	16,400 (8.5)	382	3 (0.1)	1,300 (0.7)	20	5,780 (100.0)	193,600 (100.0)	20,386
	340.4	15.3		443.2	10.3		433.3	6.7		33.5	3.5
96 (7.6)	29,900 (61.1)	1,598	5 (0.4)	2,300 (4.5)	48		100 (0.7)	1	1,270 (100.0)	49,200 (100.0)	3,569
	311.5	16.6		460.0	9.6					38.7	2.8
206 (2.6)	65,100 (24.2)	3,207	42 (0.5)	18,800 (7.0)	431	3 (0.5)	1,400 (0.5)	21	8,038 (100.0)	269,300 (100.0)	28,364
	316.0	15.6		447.6	10.3		466.7	7.0		33.5	3.5
2,141 (16.5)	285,200 (28.7)	7,505	672 (5.2)	113,300 (11.4)	1,859	182 (1.4)	30,300 (3.0)	187	12,947 (100.0)	994,100 (100.0)	48,459
	133.2	3.5		168.6	2.8		166.5	1.0		77.8	3.7
994 (3.6)	334,100 (22.7)	15,338	617 (2.2)	267,000 (18.1)	6,308	117 (0.4)	59,200 (4.0)	999	27,797 (100.0)	1,471,400 (100.0)	127,552
	336.1	15.4		432.7	10.2		506.0	8.5		52.9	4.6
915 (6.2)	277,200 (34.6)	14,734	744 (5.1)	287,400 (35.9)	6,804	67 (0.5)	26,400 (3.3)	396	14,676 (100.0)	801,400 (100.0)	48,927
	303.0	16.1		386.3	9.1		394.0	5.9		54.6	3.3
2,063 (4.3)	641,400 (26.4)	30,896	1,429 (3.0)	570,200 (23.5)	13,370	192 (0.4)	87,700 (3.6)	1,421	47,472 (100.0)	2,428,100 (100.0)	149,980
	310.9	15.0		399.0	9.4		456.8	7.4		51.1	3.2
8,381 (16.6)	1,279,200 (28.7)	33,343	2,736 (5.4)	511,100 (11.5)	7,067	1,254 (2.5)	265,100 (5.9)	1,489	50,567 (100.0)	4,462,600 (100.0)	226,781
	152.6	4.0		186.8	2.6		211.4	1.2		88.3	4.5

※スギ、ヒノキ以外の樹種も含んだ数値である。

の位置づけのあらましを知ろうとしたのである。本村の中にも、地域的に差はあるが、ここで具体的数値にはふれない。ただ1戸あたり森林の多い部落は梶原、九折瀬(つづらせ)、栗鶴、出羽(いずるは)、白岩戸の順になる。要するに、haあたり成長量の高低のあることは育林作業のやり方、育林管理等の、いわゆる経営的條件の因子も加わるが、この経営的條件には自然條件が関与しやすいのである。本村の林木の成長を自然條件の面で見れば、森林資源に対する期待の可能性が存しているといえるのであるが、總括的にいうならば、その可能性を裏切るように、人工林の面積や蓄積の割合、齢級配置において、郡平均よりかなり低位の林分状況を示しているのである。つまり20年生未満の幼齢木を、かなりかかえている低質広葉樹が非常に多く存在する山林が、本村の民有林業の基本母体になっているのである。つまり立木の生育状態は比較的よいが、現実の森林には蓄積の低い劣悪な低質広葉樹が多いということは、まさに山林の人為的、すなわち社会・経済的條件、具体的にいうと、その所有形態、所有規模等の問題が原因となっているといわざるをえない。

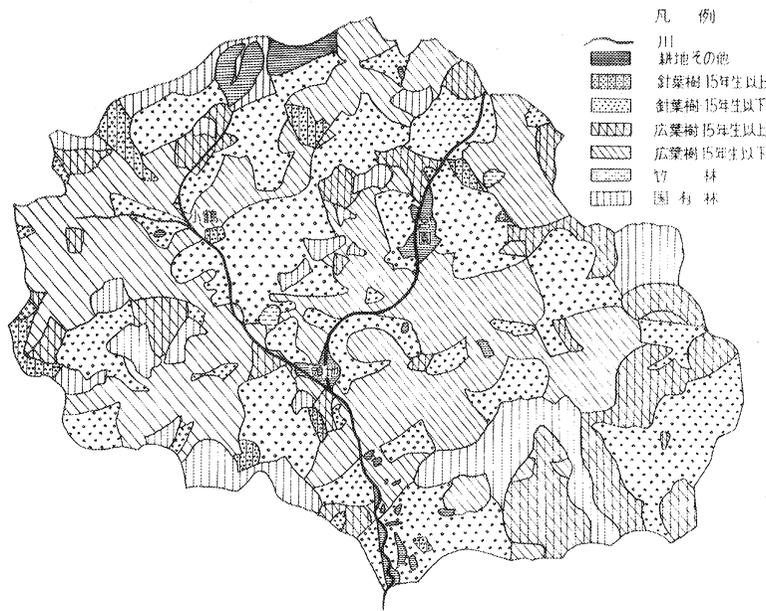


図2. 五木村の私有林の林相

(2) 所有形態の中の私有林

先に少しふれたが、本村の所有主体別の山林は次のとおりである\*。

林野所有総面積	24,299 ha	
うち	国有林面積	2,529 ha (10.4%)
	県有林面積	2,544 ha (10.5%)
	村有林面積	106 ha (0.4%)
	私有林面積	19,120 ha (78.7%)

すなわち、全村林野 24,000 余 ha のうち、国有林、県有林はそれぞれほぼ10%を占めており、南九州の奥地山村という点よりしては、国有林の占める面積は小さいといえよう。両者はまた図3のように村内の各地に散在しており、資源利用という点よりして、本村にとっての比重は大きいとはいえない。村有林にいたっては僅少である。ただ過去 20 年を見てみると、国有林、県有林、村有林ともに少しずつふえてきた。すなわち、昭和 23 年の施業案にもとづくと、国有林 2,409 ha、県有林 2,342 ha、村有林 28ha であった。

つまりこのことは、現在にあっても五木村全山林のうち私有林が 19,120 ha であり、実に約 79% の多きを占めるのであるが、しかしこの私有林が、国有林や県有林へと移行していったことを物語っている。私有林の所有形態についてみよう。

\* 熊本県五木林業事務所調べ、昭和42年12月。先の「球磨地域森林計画書」と別資料であるので、面積において若干数値を異にしている。

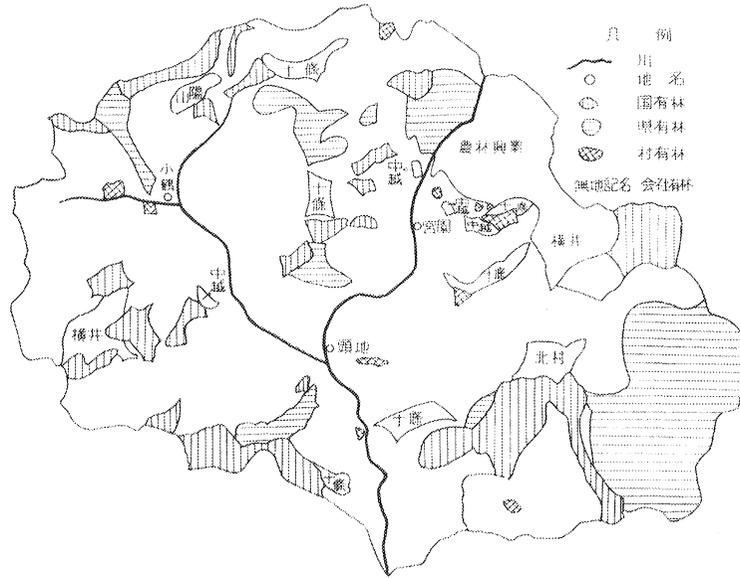


図 3. 五木村のおもな山林所有の形態

私有林総面積		19,120 ha
個人有	村 内	個人有 8,157 ha
12,470 ha	村 外	個人有 1,334 ha*
		会社有 2,979 ha (16.2%)
		4,313 ha (22.5%)
共有	村 内	5,921 ha
6,650 ha	村 外	729 ha**
(34.8%)		

注) \* は昭和43年4月村役場調。

\*\* は昭和31年「藤田ダム反対理山書」。

後に述べるが、要するに共有林が6,650 ha、34.8%を占め、村外所有が毎年多くなってきて、現在全私有林中村外個人有、対外法人(会社)有合計で4,313 ha、22.5%を占め、ことに会社有は2,979 ha、16.2%を占めている。つまり村内の純然たる個人所有形態は8,157 haであって、42.7%にすぎないのである。このように村内個人所有林が国有林、県有林、村外所有林とくに会社有林へ流出することは、村内大所有者による消費生活破綻のための出費補填、または山林所有のための租税捻出等による山林売却と見られる。なお、とくに会社有林の山林集積がのびているが、表3に示したように横井林業、十条製紙、農林興業が700 ha以上所有しているのである。

### (3) 私有林の所有規模の偏在

前項においては所有形態を特徴的にふれた。そこでの結論の重要な1点は、村内個人所有林が8,157 ha(本村私有林全体の42.7%)あることである。ここではこれに立ち入って若干述べてみたい。

「球磨地域森林計画書」によると、本村の民有林所有形態の保有山林面積広狭別戸数割合(1960年センサス)からみると、5 ha未満は51%であり、50 ha以上は9%である。郡平均では5 ha未満83%、50 ha以上2%であり、いずれにしても郡下で最も大きな数値を示している。つまり本村の山林は、所有者の規

表 3. 五木村におけるおもな会社有林面積

会社名	所在地	昭和 32 年	昭和 37 年	昭和 42 年	備 考
北村林業	大阪市	? ha	295.79ha	291.67ha	以前三陸木材。
横井 "	"	348.51	548.96	778.24	
興国人絹	東京都	294.43	345.85	81.69	" 東京林産工業。
十条製紙	"	620.	726.00	726.00	十条製紙に売却。
王子 "	"	85.36	0	0	
山陽パルプ	"	98.87	98.87	107.13	
農林興業	横浜市	826.26	373.96	778.53	以前造船機材。
同友造林	大阪市	?	147.72	147.72	
波多製作所	富山県	?	36.29	36.29	
中越パルプ	東京都	?	25.00	32.00	

注) 数値は推定面積。

表 4. 村内外別山林所有規模別戸数, 面積割合

村内外別	所有規模 戸数・面積割	5 ha 未満	5~20 ha	20~50 ha	50~100 ha	100~500 ha	500~1,000 ha	1,000ha 以上	計
		村 内 居 住 者	(昭和43年) 戸数 (50.0%)	252戸 (32.3%)	163戸 (32.0%)	42戸 (9.7%)	21戸 (4.2%)	18戸 (3.6%)	
	(昭和30年) 戸数 (37.7%)	211戸 (37.7%)	180戸 (32.0%)	96戸 (17.1%)	42戸 (7.5%)	30戸 (5.3%)	1戸 (0.2%)	1戸 (0.2%)	561戸 (100.0%)
	(昭和30年) 面積 (2.6%)	423ha (2.6%)	1,661ha (10.3%)	2,900ha (18.0%)	3,200ha (19.8%)	6,307ha (39.1%)	639ha (4.0%)	1,008ha (6.2%)	16,138ha (100.0%)
村 外 居 住 者	(昭和30年) 戸数 (28.6%)	12戸 (28.6%)	9戸 (21.4%)	9戸 (21.4%)	5戸 (11.9%)	5戸 (11.9%)	2戸 (4.8%)		42戸 (100.0%)
	(昭和30年) 面積 (0.7%)	28ha (0.7%)	75ha (2.0%)	348ha (9.1%)	413ha (10.8%)	1,568ha (41.2%)	1,377ha (36.2%)		3,809ha (100.0%)
計	(昭和30年) 戸数 (37.0%)	223戸 (37.0%)	189戸 (31.3%)	105戸 (17.4%)	47戸 (7.8%)	35戸 (5.8%)	3戸 (0.5%)	1戸 (0.2%)	603戸 (100.0%)
	(昭和30年) 面積 (2.3%)	451ha (2.3%)	1,736ha (8.7%)	3,248ha (16.3%)	3,613ha (18.1%)	7,875ha (39.4%)	2,016ha (10.1%)	1,008ha (5.1%)	19,947ha (100.0%)

注) 塩谷ほか「五木村林業実態調査報告」(昭和31年)などより作成。

模別割合からみると、他に比し多く所有しているし、その規模も大きい。しかも大規模層の割合が著しく高いことがわかる。村内個人有の保有規模別林家数(昭和43年1月村役場調)では、表4のように504戸であって、5 ha 未満は252戸で全体の50.0%であり、また100 ha 以上は19戸で3.8%を示している。これを12年前の昭和30年当時と同表で比較してみると、30年では戸数561戸、5 ha 未満211戸、37.7%、100 ha 以上は32戸、5.7%であり、現在では山林の所有総数が著しく減少した。また、零細所有者が増加し、反対に大規模所有者が減少してきている。また昭和30年について戸数と面積割合の関係をみると、次のことがいえる。村内では5 ha 未満のもの37.7%が2.6%の山林を所有するのに対し、100 ha 以上では5.7%のものが49.3%を所有する。また、村外についても100 ha 以上の場合だけみると、16.7%のものが77.4%の山林を所有する。つまり全体では、100 ha 以上の場合では6.5%のものが54.6%の山林を所有しているのである。すなわち、私有林支配についていえば、村内共有林の問題を後回しにして問題をすめると、村内の一部の大山林所有層と、村外における製紙等の資本と、村周辺市町村所在の商業資本所

表 5. 33 人衆の山林所有面積

部 落	氏 名	年 齢	職 業	山 林 面 積	
				昭和 37 年	昭和 42 年
野々脇	ア	52才	公務員(役場)	0.73	0.73
〃	イ	60	農 業	66.57	66.57
田口	ウ	64	公務員(郵便局)	202.62	202.62
逆瀬	エ	73	農 業	248.05	248.05
板木	オ	72	〃	173.09	173.09
〃	カ	61	〃	118.05	118.05
下手	キ	77	〃	3.42	3.42
〃	ク	60	〃	10.46	10.46
〃	ケ	74	〃	(30.20) 9.01	(30.20) 9.01
田口	コ	29	公務員(役場)	45.90	45.90
〃	サ	41	農 業(区長)	(0.10) 9.00	(0.10) 9.00
九折瀬	シ	27	農 業	5.00	0.40
〃	ス	73	〃	56.94	56.94
田口	セ	52	〃	179.90	(4.20) 179.90
久領	ソ	82	〃	258.78	258.78
〃	タ	47	教 員	(9.10)	(9.10)
〃	チ	41	農 業	63.14	63.14
高土野	ツ	41	〃	15.69	15.69
会平	テ	72	農 業(議長)	244.69	244.69
平瀬	ト	51	農 業	(32.11) 281.20	(32.11) 265.40
折立	ナ	42	〃	4.10	4.16
白岩	ニ	70	〃	(0.27) 455.65	455.65
小出	ヌ	21	〃	355.18	355.18
梶原	ネ	73	〃	588.86	586.86
〃	ノ	47	〃	(3.20) 172.50	(3.20) 128.02
嶽	ハ	57	〃	(7.40) 78.95	(7.40) 78.95
入鴨	ヒ	35	〃	32.41	32.41
宮園	フ	41	公務員(郵便局)	(0.15) 113.97	(0.15) 113.97
栗鶴	ヘ	53	農 業	(0.19) 372.81	(0.19) 372.81
平野	ホ	39	発電所社員	(3.70) 7.51	7.54
八重	マ	43	農 業	104.91	104.91
平沢	ミ	55	〃	63.95	63.95
穂揚	ム	37	〃	(0.50) 19.42	(0.50) 19.42
合 計				(86.92) 4,362.46	(87.25) 4,295.67

注) 昭和43年1月現在, 村役場調による推定面積, ( ) 印は共有面積。



林があり、名義人はすでに死亡しているために、法律的手続きが煩わしい。④書類手続き上の困難。共有者が村外にいる場合があり、行き先不明者の書類をそろえるのに時間がかかり、その間に証明書の有効期限が切れるなどが考えられる。

しかし、このような困難は共有林私権化を克服できない真の理由ではない。本村山林所有の台帳面積と実地面積\*とは著しい開きがある。つまり、山林の「縄延び」割合が他に比しきわめて高い。里山の縄延び割合は小さいが、奥山では大きく100倍以上のものもあるらしいが、普通、最高20~50倍といわれている。これは共有林でも同じであり、かつ共有林所有者は零細所有者が多いが、この開きを公にしないことが経営のうまみと考えているようである。

また、共有林の問題は、林業にとっての競合的關係に立つ焼畑農業の問題にも関係してくるので、これにもふれざるをえない。元来焼畑耕作は、奥地山村での零細農業経営を支える、農民の智慧が生んだ自然力に中心をおく重要な農法であった。だから自然力農法がおかれている背景が問題となるのである。ただ粗放性の故に農法自身としても問題を生じ、林業経営の上からも対抗の關係にあつたのである。これを温存させておくことは、とくに林業を一層低位生産力に釘づけさせることになつたのである。

#### (5) 本村林業の段階

産業としての林業の活動を大づかみにいえば、育林生産、用材生産、薪炭生産、特殊林産物生産、観光資源利用であろう。中心的活動は時代とともに変化をするが、しかし社会的に見た場合、どの時代に、どのような形の林業が中心的活動をしていたかということ、そしてその生産段階に立って、一般の地域林業と比べてみる時、比較される地域の林業活動が、社会的にどの段階にあるかがわかる。これがその地域林業活動の客観的水準であろう。しかも現在、その中でも林業の中心的活動は、育林経営を、つまり立木生産またはそのための植林活動をするということである。かつて本村林業は森林をじゃまもの視していた段階、森林資源を掠奪的な採取にまかせていた段階の交錯する発展段階であつたとされた。逆にいうと、森林資源が充実し、年々適正な伐採をし、かつそれを補充して植え付けをしていく、つまり循環的に育林経営がなされる段階を成熟期とすれば、育林経営に向かい始めた段階は展開期であり、森林資源をたんに伐採、搬出している生産段階は開発期ということが出来る。そうすると、本村の現状は、森林をじゃまもの視している焼畑耕作等の段階も組み込みながら、開発期または展開期の段階ということができよう。

要するに林業の発展段階を考える場合、育林経営の展開のテンポが重要になるだろう。

#### (6) 造林の現状

前項の方向を是とするならば、本村の造林の現状はどうなっているか。民有林では昭和22年より6か年間の造林面積は、年平均130haであり、同28年より4か年間は年平均150haであつた。4年間のうち村外所有者、とくに会社所有林が347ha造林をしている。村内ダンナ衆の2、3の造林事例では、梶原の1,008ha(昭和30年当時)の所有者は昭和15年ごろ2ha、戦後は昭和25年ごろから毎年約1ha、宮園の

表 6. 民有林所有階層別造林面積

山林所有規模	人 員 数	割 合 %	造林実績 ha	割 合 %
10ha以下	42	27	62.54	15
10~20	41	27	80.01	20
20~50	45	30	171.17	42
50~100	19	12	73.91	18
100以上	8	4	16.54	5
計	155	100	404.17	100

注) 「林業構造改善対策調査報告書, 下」 p. 483, 昭和37年の実績。

\* 本村では推定面積といっている。

表 7. 五木村におけるおもな大山林所有者の

氏名	部落	職業	所有面積 ha	造林面積 (ha)									
				昭和 33年度	34	35	36	37	38	39	40	41	
イ	上脇	ダンナ 農業	66.57	再 拡大 .15 .90	.20 1.00	2.50	.10 1.70	.80	1.04			.56	
ウ	田口	郵便局長	202.62	1.24		.70 2.38		10.48	4.00	1.82			
エ	逆瀬川	農業	248.05										
オ	板木	〃	173.09		.99		.15						
カ	〃	〃	118.05	1.85	1.30	1.40		1.35					.78
ス	九折瀬	〃	56.94										
セ	田口	〃	(4.20) 179.90										
ソ	久領	〃	258.78	.30	.50	1.80		5.85					
チ	〃	〃	63.14	.30	.30	.33		.20					
テ	土会平	議長	244.69	2.84	1.73	.90 2.68		1.70					
ト	平瀬	ダンナ 農業	(32.11) 265.40				.70	.50					
ニ	岩白戸	村議	455.65	.95	9.35	30.90	18.95	6.94		.15 3.48	2.92	3.65	
ヌ	小鶴	〃	355.18										.40
ネ	出羽	〃	586.86	1.62					.99 5.09				1.19
ノ	梶原	〃	(3.30) 128.02	.80									.27
ハ	嶽	〃	(7.40) 78.95	2.60	.90		.55	1.10	2.51		1.03		
フ	宮園	郵便局長	(0.15) 113.97	.80 .20			1.03		2.63				
ヘ	栗鶴	農業	(0.19) 372.81		1.50		.40 1.80	1.64	.99				1.43
マ	八重	〃	104.91	.30	1.05	1.05	.95 1.10	.40	.60				
ミ	平瀬津	〃	63.95	.50			.80					.40	.54
あ	三井谷	農業	100.00	4.30	3.22	2.11		1.50	.25				

造林実績とその植林現況

			植 林 内 容 の 現 状 (ha)									
計	1年当り平均	合計	スギ	ヒノキ	マツ	小計	(計)	ザツ	竹	その他	計	合計
.45 8.50	0.99	8.95	20年未満 7.99 20~40 40以上	10.88	0.47	19.34	19.34	14.82 15.47		1.17	35.33 15.47	50.80
.70 19.92	2.30	20.62	15.47 1.11	4.04 0.28	4.62 35.29	24.13 36.68	60.81	4.05 88.47	0.60	8.07	36.85 125.15	162.00
—			13.21 0.07	0.13	0.49	13.21 0.69	13.90	111.34 29.61	1.83	0.63	127.01 30.30	157.31
1.14	0.13	1.14			18.29	18.29	18.29				18.29	18.29
6.68	0.74	6.68	28.55 0.13			28.55 0.13	28.68	88.65 35.53 1.25		15.00	132.20 35.66 1.25	169.11
—			0.13			0.13	0.13	49.39		0.39	49.91	49.91
—			5.66			5.66	5.66	33.15 25.67		5.00	43.81 25.67	69.48
.30 8.15	0.94	8.45	11.30 1.60 0.50			11.30 1.60 0.50	13.40	11.67 80.47		5.34	28.31 82.07 0.50	110.88
1.13	0.13	1.13	2.65			2.65	2.65	30.90			33.55	33.55
.90 8.95	1.09	9.85	18.19 3.08 2.12	0.95 1.14	3.99	23.13 4.22 2.12	29.47	72.30 0.46 25.64	0.13		95.56 4.68 27.76	128.00
1.20	0.13	1.20	6.54			6.54	6.54	116.62 4.40	12.60	2.11	137.87 4.40	142.27
.15 77.14	8.59	77.29	59.72 0.26 1.86 0.79	9.06	49.43 13.43	118.21 13.69 1.86	133.76	59.48 251.87	0.28	22.11	200.08 265.56 1.86	467.50
.40	0.04	.40			1.00	1.79	1.79	65.96		6.00	73.75	73.75
.99 7.90	0.99	8.89	32.76 3.97 2.76	0.76		34.94 4.73 2.76	42.43	40.31 423.08	3.73	73.14	152.12 427.81 2.76	582.69
.80 .27	0.12	1.07										
8.69	0.97	8.69	7.41 0.50		2.25	9.66 0.50	10.16	45.02	2.75	8.00	65.43 0.50	65.93
.80 3.86	0.52	4.66	119.31 0.35		15.15	134.46 0.35	134.46(?)	25.05 4.37	0.99	0.62	161.12 4.37 0.35	165.84(?)
.40 7.36	0.86	7.76	75.36 0.20	0.85	68.69	144.90 0.20	145.10	58.32 114.06 0.70	1.80 0.05	9.48	214.50 114.31 0.70	329.51
.95 4.50	0.61	5.45										
2.24	0.25	2.24	6.37 1.45	0.84		7.21 1.45	8.66	5.80	1.15	0.27	14.43 1.45	15.88
11.38	1.26	11.38	5.50	0.16		5.66	5.66	48.80 44.75			54.46 44.75	99.21



		植 林 内 容 の 現 状 (ha)										
計	1年当り平均	合計	スギ	ヒノキ	マツ	小計	(計)	ザツ	竹	その他	計	合計
.50 4.70	0.58	5.20	26.82 2.54	15.68	15.68	58.18 2.54	60.72	147.74 76.19 74.15	3.75		209.67 78.73 74.15	362.55
—			34.09	2.76		34.09 2.76	36.85	211.29 1.68			34.09 214.05 1.68	249.82
—								51.01			51.01	51.01
2.00	0.22	2.00	3.32 0.40			3.32 0.40	3.72	33.42 119.07		6.14	42.88 119.47	162.35
4.08 .80	0.54	4.88	17.28 1.35	0.34	29.72	47.34 1.35	48.69	6.50 13.40 29.29	0.08	0.69	54.61 13.40 30.64	98.65
—			0.14			0.14	0.14			0.10	0.24	0.24
—			1.68		0.40	2.08	2.08	18.95 19.61		1.11	22.14 19.61	41.75
—			9.95 1.40			9.95 1.40	11.35	9.40 78.55		3.00	22.35 79.95	102.30
不明												
—												
—			6.72			6.72	6.72	11.82 27.19 11.49			18.54 27.19 11.49	57.22
.80 17.30	2.01	18.10	37.16		7.44 1.75	44.60 1.75	46.35	36.99			44.60 1.75 36.99	83.34
6.70	0.74	6.70										
2.00 5.00	0.78	7.00										
2.20	0.24	2.20	8.49	1.29		9.78	9.78	13.13 20.14		6.05	28.96 20.14	49.10
3.20 19.59	2.53	22.79	41.79 2.40	1.34		43.13 2.40	45.53	55.22 19.43 4.90		0.25	98.60 21.83 4.90	125.33
3.14 21.25	2.71	24.39	35.62 3.61	0.48	4.51	40.61 3.61	44.22	81.25 51.57 13.15		0.27	122.13 55.18 13.15	190.46
.20 3.90	0.46	4.10	2.92	1.40 1.10	2.00	6.32 1.10	7.42	14.39 2.55		5.50	26.21 3.65	29.86
1.20 4.70	0.66	5.90										
1.40 7.70	1.01	9.10	13.92 3.62	2.35 86.76		16.27 90.38	106.65	9.14 3.10	0.17		25.58 90.38 3.10	119.06
不明			155.40 54.22			155.40 54.22	209.62	27.70 53.50	0.97		184.07 107.72	291.79

表 7. (つづき)

氏名	部落	職業	所有面積 ha	造林面積 (ha)								
				昭和 33年度	34	35	36	37	38	39	40	41
横井林業	大阪市		778.24									
興国人絹	東京都		81.69									
十條製紙	〃		726.00									
山陽パルプ	〃		107.13									
農林興業	横浜市		778.53									
同友造林	大阪市		147.72									
波多製作所	富山県		36.29									
中越パルプ	東京都		32.00									

注) 昭和43年3月村役場調, 空欄は不明, (?)は不明確な数値, ( )は共有林面積。

639ha のものは大正9年1ha, 戦後1年に1ha以内, 出羽の191haのものは明治末から戦前に約50haの造林をし, 戦後は毎年2~2.5haである。昭和37年の所有形態別, 人工林割合では, 国有林27%, 県有林75%, 村有林67%, 部落有林9%, 私有林23%, 全体の平均では30%の造林割合である。いま民有林の造林面積895haのうち補助造林404ha, うち木場(こば)作造林により250haなされており, 他に公団分収造林247ha, 県営造林144ha, 融資造林98haがある。この補助造林404haを所有規模割合からみると, 表6のとおり100ha以上層4%のものは5%の造林をしているのにすぎない。造林の担い手層は20~50haのものであるが, かれらは30%であるが, 42%の造林をした。この表により造林をしたものの1人当たり面積を階層別にみると, 20~100ha層が3.8ha, 100ha以上層と10~20ha層は2haであった。要するに100ha以上層の造林が他に比し著しく進ちよくしていない。また404haのうち個人有では97%の造林をなし, 共有はわずか3%であったし, 村外造林者は11%いるが, 25%の造林をし, 1人当たり5.8haと高い割合を示している。これは会社有林が造林を推進しているからである。昭和43年3月村調への大所有者による過去9か年間の造林状況と造林内容は, 表7のとおりである。ダンナ衆の過去9か年間の平均1年間当たりの造林面積は, 植え付けした17人のみの平均では1.14haであり, 村内外のダンナ衆以外の大所有者は0.69haであった。会社有林は数値が不明だが, 最も高いといわれている。会社を除く大所有者はかなり低い造林しかしていないことがわかり, 内容としては再造林が少なく, 20年生未満が最も多い。植付樹種はスギが多く, 約50%以上である。

さて, このような村の造林不振の理由は何であろうか。第1に考えられることは, 木場作の存在である。すでにふれたように, 農業技術としても木場作がきわめて原始的農法, したがって労働生産性が低く, かつ本村の場合封建的身分関係の中に存立するものであった。これらの点については, ここでは林業とくに造林との関連でふれておきたい。

植 林 内 容 の 現 状 (ha)												
計	1年当り平均	合計	スギ	ヒノキ	マツ	小計	(計)	ザツ	竹	その他	計	合計
不明			213.47			213.47	213.47				213.47	213.47
"												
"			130.67	4.37	169.50	304.54	306.79	64.86			304.54	455.21
"					2.25	2.25	306.79	83.56			67.11	83.56
"												
"			159.17		7.07	166.24	167.15	210.36	0.35	1.43	378.38	719.67
"			0.11		0.80	0.80	167.15	340.38			341.18	719.67
"			107.65			107.65	107.65				107.65	107.65
"				2.76		2.76	2.76	23.12			25.88	25.88
"			48.77			48.77	48.77				48.77	48.77

木場作は普通は焼畑といわれ、わが国の他の地方でもときどき見られるのであるが、しかしそこでは農民が多少とも造林をしていく意味があった。しかし、木村の木場作は小作人が山林所有者に、以前は1枚(7~10a)で年2~3日の賦役(労働地代)を提供していたのであり、このことは猫額の田畑耕作をおぎなうというより、むしろ普通田畑が木場作によっておぎなわれて存立していた。これは主、副食作物を5年間の輪作によって耕作し、後12年間は造林もできないままに放置し、12年後に幼齡木を焼き払って、ふたたび木場作に林地を提供するものであった。したがって、一口に焼畑といっても、発展段階の相違があり、木村の場合は一般の焼畑より一層粗放性の強いものであり、林業にとってはまさにその発展を阻止する要因であったのである。木場作地を明確にとらえることはできないが、昭和27年ころでは451戸で、各戸1haあったとしても451haとなり、これは低すぎる数字であり、700ha程度まであったと推定されている。昭和37年になると表8のように、農産物収穫のための木場作は4ha、林木利用を主とした木場作は174haであり、林木利用の割合は97.8%であった。これに対して、昭和42年現在では1.73haと9.02haであり、林木利用割合は83.9%である。しかしこれは、実際にはもっと多いであろうが、いずれにしても最近急激に木場作が減少してきたことがわかる。このことは食糧事情の好転、米穀配給制度の確立、若年労働力の村外流出、村内土木工事への流出による労働力の不足などによってであろう。なお地域的には野々脇、梶原、宮園、掛橋、小鶴が多い。

第2の点はすでにのべたような共有林の存在であり、これは第1の木場作にも関係するが、ここではとくに持分未確定の共有林の存在が造林化を阻止する要因になることを指摘するにとどめる。表9によると、共有林6,650ha中77.3%が持分未確定の山林であり、25部落が、それぞれの部落の共有林の面積の70%以上が持分未確定となっているのである。

第3の点は、村内大山林所有者—とくにダンナ衆の造林割合が非常に低いことである。小鶴のダンナ衆

表 8. 木 場 作 面 積 調

部 落	区 分	昭 和 42 年 度 末 現 在		昭 和 37 年 度 末 現 在	
		農産物生産を主とした面積 ha	林木利用を主とした面積 ha	農産物生産を主とした面積 ha	林木利用を主とした面積 ha
瀬目・小浜・金川・清楽				0.5	
野々脇					97.0
板木・下谷・三方谷				0.2	3.5
下 手		0.3			
下 梶 原			1.0		
梶 原			1.0		13.0
宮 園			1.0		16.9
中 道		1.4	0.4		1.0
八 重					10.7
平野・西谷					2.5
栗 鶴				1.0	
掛 橋					20.0
久 領			0.5		0.3
高 野			0.12		0.7
下 平 瀬		0.03		1.3	1.5
上 平 瀬				1.0	6.2
白 岩 戸			6.0		0.7
合 計		1.73	9.02	4.0	174.0

注) 村役場, 昭和43年2月調。

の中には、本村としての篤林家がいる。ここでの篤林家とは、村内で他のものより早く、明治期より造林を開始した先覚者という意味であるが、他の林業地、たとえば茨城県大子地方の新興林業地に比べてみても、はるかにおくれているのである。大子では一般に戦後私有林の造林が開始されたが、それでも一部の先覚者は200年前から造林をしている。本村の場合、このダンナ衆が造林化へのテンポを著しくおくらせていることは、かれらが先述の封建的身分制の上に長く坐し、つまり寄生していたことが大きな理由となっている。現実にはダンナ衆は造林補助金をうけ、その限りで造林をしている。しかし先にみたように、それは一般には年平均せいぜい0.12~2.3haであり、年1haの造林とすれば、かりに100haも所有していれば100年かかる。造林資金の不足からそれだけしかできないという\*。また、以前本村の薪炭生産は盛んではあったが、郡下では普通の生産量であったのであり、とりたてていべき量ではなかった。しかしこのような状態で仕方がないといって放置してよいものではない。本村の場合ことに現在育林経営は中心的産業活動である。山林は個人のものでありながら、社会的作用を及ぼすものであり、このような生産活動はむしろ林業の社会的生産力を低下させ、とくに現在の造林進度は生産サボタージュともいえるのである。つまり、なすべき努力が払われていないのである。それは、もし造林事業資金の不足があるのならば、村内で山林を必要とする者がいるのであるから、たんに山林を所有することにとこだわらず、造林資

\* ここでふれておこならば、大山林所有のダンナ衆は伐採も連年平均1ha位の天然林を立木処分をしている程度である。この収入のうち約半分を拡大造林費用にまわすが、残りは製茶による収入とともに生活費にあてる。融資造林は、労働力のない関係から、ほとんど行なわれない。

これに対して、中小規模山林所有者の造林化が進んでいるのは、天然林の価値が低いために、林転を早く進めたとされている。彼らの所得源は林業労賃が主である。

表 9. 共有林部落別, 分割面積

部 落	区 分	共有林面積 ha	同左部落別 割合 %	分割確定面積 ha	分割未確定面積	
					実 績 ha	割 合 %
瀬目・小浜・金川・清菜		420	6.3	84	336	80.0
野々脇		200	3.0	40	160	80.0
葛之八重・宮目木		170	2.6	85	85	50.0
大平・逆瀬川		120	1.8	—	120	100.0
板木・下谷・三方谷		250	3.7	50	200	80.0
下手		160	2.4	96	64	40.0
田口		130	2.0	6	124	95.4
九折瀬		70	1.1	4	66	94.3
小原		25	0.4	18	7	28.0
下梶		—	—	—	—	—
梶原		1,650	24.8	165	1,485	90.0
入鴨		440	6.6	352	88	20.0
竹ノ川		70	1.1	4	66	94.3
宮ノ園		130	2.0	6	124	95.4
中道		50	0.8	45	5	10.0
平沢津		470	7.0	46	424	90.2
八重谷		150	2.3	120	30	20.0
平野・西谷		390	5.9	40	350	89.7
栗掛		180	2.7	18	162	90.0
掛橋		330	5.0	16	314	95.2
久高		—	—	—	—	—
下平瀬		15	0.2	3	12	80.0
上平瀬		200	3.0	10	190	95.0
白岩		250	3.7	12	238	95.2
中村・山口		300	4.5	210	90	30.0
出羽		230	3.4	69	161	70.0
端海野		250	3.7	12	238	95.2
		—	—	—	—	—
合 計		6,650	100.0	1,511	5,139	77.3

注) 村役場調。

金捻出のため、自分の山林を若干売却してその資金を作るのも1つの方法であろう。このような方法はとれないといって、腕組みしている大山林所有者のすがたを生産サボタージュといったのである。

(7) 土地所有が林産業に与える影響

このような山林の状態は、主要な産業である林産業にどのような結果をもたらすであろうか。これを本村民有林の用材生産と薪炭生産について見てみよう。

まず用材生産であるが、昭和33年は約4.7万m<sup>3</sup>、37年は約4万m<sup>3</sup>、41年は約5万m<sup>3</sup>であった。41年の場合は針葉樹4万m<sup>3</sup>、広葉樹1万m<sup>3</sup>である。なお国有林では37年約3.8万m<sup>3</sup>であった。民有林ではここ10年間4~5万m<sup>3</sup>合を上下していた。しかし国有林の生産量や、民有林約2.2万haの広い面積の割合からすれば、少ない生産量である。したがって村内の林産物生産施設は小さく、昭和37年度では移動製材機10HP2台(製材年間650m<sup>3</sup>)、チップパー36HP(同2,700m<sup>3</sup>)である。昭和42年末にあって、製材業は森林組合長と村長をかねているものが経営するのが1軒あるだけであり、70HP、18人雇用の規模である。開設2年目であり、地元へ10%、沖繩へ30%、人吉市場へ60%ほど材を販売している。戦前には製材所が2つあった。要するに有効な木材資源の不足から、村内の用材生産事業は小さく、かつ人吉木材市場でも、五木材はそれほどの重きをなしていない。しかし広葉樹の材質は良いとされている。

次に薪炭生産についてふれよう。熱エネルギーの変化にともなって、薪炭の生産量は急速に低下を示し

ている。すなわち昭和33年木炭21万俵(15kg)、薪43万束、37年木炭13万俵、薪36万束、41年木炭4.5万俵、薪2.5万束である。木炭生産については、現在野々脇5、逆瀬川2、竹の川2、栗鶴3、元井谷5、神屋敷4、上平瀬5、折立10、小鶴11、計47名で生産している。

このほか、しいたけ生産などの特産物があるが、基幹的なものではないのでここではふれない。ともかく現在五木の民有林は低質広葉樹が多く存在し、また人工林も幼齢木が多く、かつ薪炭生産が激減しており、本村林業の現状は林業生産の最も低い時期にあるといえよう。

### 3. 今後の発展方向

#### (1) 対策の所在

本村林業の今後の基本的な発展方向はどこにあるか。

現在、一般に国や県の山村地帯の林業振興策は、経営基盤、生産基盤、資本装備の整備、充実をあげている。しかし、これらの林業構造改善事業や山村振興対策事業の特色は、林道事業に力点があるが、批判の1つは、目標が羅列的であり、かつ零細予算である点にあるとされる。すなわち造林から始まって、ナメコ、ワサビ生産に至るまでのあらゆるメニューが少しずつそろえられた総花的方式であって、重点施策がどこにあるかカムフラージュした形において提出されている。本村の場合も、林業の発展をどこからでも攻めていくことはでき、したがって、その対策はあまりにも多い。しかしこのような総花施策であっても、それぞれに十分な事業費があればよいが、実際の事業費は僅少であるため、この面からも施策の重さ、つまり基礎になるものを第1に考え、過渡的な策との軽重を考える態度が必要となる。具体的には今まで述べてきた点を、フィルムのコマを逆転するように理解していくと、本村の発展方向はおのずと定まってくるであろう。

本村には先述のように、林業の有効な実態調査がなされ、かつそれには適切な施策が述べられているのは1書のみでない。村はそのような既往の参考意見をもっと尊重し、真剣に取り上げなければならなかった。それらを通覧し、そこでの施策の重点を考え、今回の調査も加味してわかることは、まず荒廃している森林資源を回復させることである。つまり可能なかぎり低質広葉樹を針葉樹に切りかえていくことである。林種転換こそ本村にとって、当面必要にしてかつ最大の目標でなければならない。その意味の中に本村の当面のすべての救いが伏在する。だから、人工林化の事業からはずされているものの道や、または小規模所有者の人工林化への道については、別な補足的策を考える必要がある。林業に僅か従事する者への過渡的、または山林のないものへの生活的生業として、つまり、造林化事業の従属的施策としては、生産減退であるが一部需要の多い、通年作業の可能な木炭生産があり、また、竹林経営、シイタケ、クリ、ワサビ、コウゾ栽培がある。さらにその外縁に森林資源も加わる観光資源が位置するのである。

このような造林化は、本村のあらゆる山林に急速に力強く推進しなければならないが、その意義はどこにあるのだろうか。林業という産業は元来地味な性質をもち、ことに造林事業はなおさらのことである。つまり生産期間が著しく長く、したがって資本回転率が低い。ことに造林事業は長期にわたり資本を凍結させるわけになる。しかし本村は他にとくに産業はないし、地味でおもしろ味も少ないかもしれないが、これ以外に柱になる産業はない。土木工事のごときは、連年継続的なものではない。したがって長く、かつまじめに本村の土地に適した発展を考えるならば、林業を興すことに異論はないだろう。古くから本村は林業立村でやってきた。村民はみなその恩恵に浴してきたのである。だが片寄った浴し方であったり、もっと恩恵に浴せられるのに、これで一杯に浴しているのだと思い違いをしたり、もっと浴せる方法を知

りながらその方法を自らの手にする努力に欠けていたのである。全山人工林と化し、しかも適伐以上の立木が、多くの山林所有者に毎年伐採できる程度存在するようになる本村を想像することは、はるかに先のことではない。ここで林業を興すということは、山林所有者の生活水準を引き上げるばかりではなく、造林労働つまり毎年継続的な雇用機会を作り、伐出生産部門の事業をおこし、伐出部門での労働機会を作り、その面で企業的活動を活性化することである。このような山林事業の適切な循環の姿こそ、奥地山村の経済的側面における平和な、幸福な姿といわなければならない。

林業を興すことは、いうまでもなく、本村の山林がたんに緑になるということではなくて、それに関連する多くの村民の所得が上昇し、安定することに意義がある。この場合全村民がその利益と恩恵に浴さねばならないのであり、決して一部のものの利益と恩恵であってはならない。しかし現実をみるならば、造林後成林した山林を考えると、そこで最も利益をうけるのは、いうまでもなく山林所有者であり、かつ豊富な森林資源と化した山林を大きく所有するものたちである。村外の個人所有者、または会社も利益をうけるであろう。村内ではダングラ衆の中の大山林所有者が利益をうける。林業を興すことは、一部の富の蓄積に寄与することになるのでないかという点である。これについては、確かにその作用はあるだろうが、しかし林産事業をおこすことが、より多くの住民のために寄与することは疑いないのであり、それしか方法はない。その方途を悩まねばならない段階が今日の姿なのであり、たまたま一部の山林所有者の利益につながるということなのである。両者の利益が重なり合うことになるのであり、大きな利益推進こそがここでの目的であり、一部の利益にも通ずるが、これは別の形で他の住民に対し、うるおいを還元させることにより、つくなわれるようにしなければならないであろう。

## (2) 発展のための対策の順序と方法

いうまでもなく、林業生産は具体的に土地、資本、労働の3要素によって推進されていく。これまでは本村の土地のもつ影響や、意味についてふれてきた。次に他の2つの要素についても考えなければならない。

村内大山林所有者が造林をすすめていない理由の1つには、造林資金の不足があげられよう。資金さえあればもっと造林できるという。事業の進め方として造林資金、これは内容的には育林労賃と苗木代が大半であるが、この部分の造林者への補助、融資をどうすすめたらよいか、また造林の推進母体などの対策を考えなければならない。以上は個別経営的資金問題であるが、同じ資金に関連する問題として、社会性の非常に強い林道の開設補修の問題がある。林道はたんに受益林地への労働力、原料の運搬、保育管理の通路としてばかりではなくて、木材を搬出する場合にも用い、また一般交通手段にも当然利用される。そのような道路の敷設改修の資金をどう取りつけるかということである。本村は現在 ha あたり 3.6m という、かなり低い林道敷設状況である。本村のどの地域に林道を敷設し改修するかは別にしても、低質広葉樹地帯であるからといってこのままの敷設割合でよいはずはない。

資本の部門での重要な事業推進は以上の2点であろうが、労働の部門ではどうか。林業立村が一部の者のためだけでなく、全住民の生活の向上につながるのが目標であることはしばしば述べた。幅広い造林事業を興すことにより、村民の多数を占める零細山林所有者または労働者に対して、雇用機会を作ることになり、勤労所得を中心にした現金収入の増加をはかることになる。今1つは造林事業が、労働対象である山林ばかりではなく、資本金と労働力に大きく依存しているのであるが、この場合労働力を継続的に確保する上からも、労働諸条件を引き上げ、かつ労働力集合の母体を強化しなければならないであろう。

資本、労働の側面よりの事業の重点と順序は以上のとおりであるが、しかし問題は本村の山林所有の状態が全体の水準から見るとかなり問題を含んでいることはすでに述べたとおりである。その意味で、現在後進的山村のおかれている客観情勢についてふれておかなければならない。経済企画庁を中心にして考えた特定地域振興にあっては、社会総資本つまり一般の大きな電力とか商工業資本の立場を中心にすえながら、その地域に潜在している経済発展力を触発させるチャンスを与えて、その地域を急速に開発し、新しい農林業の発展の担い手を外部の、つまり一般の大きな電力とか商工業資本に求めようとする考え方\*がある。しかしこれは、たんに政府の一部の考え方ではない。最近是一般でも、後進地振興に国が多額の予算を投下する必要があるが、しかしむしろ雇用機会が多いところに離村した方がよいという考え方\*\*が出はじめた。僻地をわが住み家とする奥地山村住民にとっては、まことにやり切れない考え方ではあるが、しかし本村でも、ダムができるならこの際補償金をもらって、村外に流出しようという考えをもつ若い世代の層が、若干存在していることは否定できない。つまり、村にとどまって村をおこす人々からすれば、村は今大きな資本力やマスコミ、または一部の村民からの圧力の前にさらされているのである。これに対して、従来の農業では、農本主義の立場がとられ、国を興す基礎は農業にあり、また国全体として自給自足をはかるからには農林業の生産の場所である農山村に対し、それを消滅させてまで外部資本の導入をはかったり、離村のすすめはしなかったのである。現在ストレートに、この農本主義的思想が正しいか否かは問題がある。ただ劣弱な土地産業を育成し、ある程度の保護をしていかなければならないという考え方は成り立つだろう。しかし今やこの考えを揺がす嵐の前に農山村が立たされている。

けれども目下、山村に対する資本力中心の考えといえども、もし地域内部に社会的、経済的発展の契機と内容を与えるものに対してまで、外部資本は露骨に山村に攻撃を加えたり、または村にいる安定した生活者を強制的に離村させようという現状ではない。つまり村を守ることは、村の内部的経済発展力の有無にかかっているといえよう。これを本村の場合について考えてみると、山林所有についての問題解決が本村経済発展の基礎になることがわかる。いま本村の山林のうち、とくにダンナ衆のもつ山林所有が、外部にねらわれていることは周知のとおりである。国、県からもねらわれているが、最も大きいものは、村内にある外部製紙資本を中心にした会社の村内林業経営への進出である。この外部資本による林業経営も、村内労働力を用いないことはないが、村内住民からしてみれば必ず村内に仕事をおとし、労働力に雇用機会を与えるという保証はないのである。つまり、ここに村の発展と必ずしもつながらない、資本独自の運動法則がある。このような外部に山林を流出させていく条件は、既述のようにダンナ衆を中心にした村内大山林所有者の経営内容であり、かれらは30%しか人工林化していないのである。これらの作用を考えると第1に、先述のように社会的責任を回避しているのであり、第2は村外に山林を流出させたということの結果、林野を村民利用に供せられないという点と、地元雇用力に支障をきたすという2点のマイナスの作用をもたらすのである。これらの村内大山林所有者のもつ経済的意義を正しく方向づけなければ、先の一般の大商工業資本や、はしたない世論によって、村の将来はもはや村民のものでなくなる危険に立たされるのであり、この山林所有の土台こそ挙村的立村計画にあたり、資本、労働の問題に先立つ基本的立場にあるものといえよう。そして、この山林所有の基本的意義に対する対策は、従来の漸進的改良主義では困難で、抜本的な手術を要するのである。

\* 農政調査委員会「日本の農業—あすへの歩み—47」（昭和41年10月）

\*\* 城山三郎「離島からの離島のすすめ」（『文芸春秋』、昭和43年4月）

## (3) 林業経営基盤対策

造林したい希望者に林地を所有ないし利用させることが考えられるが、この場合、本村のそれぞれ10%を占める国有林、県有林の解放問題があがってくる。ところで現在一般的風潮としての国有林等の解放問題の条件と、本村のこの問題に対する条件とはいちじるしく性質を異にしていると思われる。なぜなら、解放要求は零細農民層から当然出てくるのであり、かれらは里山の山林を求めるのに対し、元来本村での国有林等の割合はかなり低いし、奥山に散在している。また国有林野等の一部共同利用も考えられるが、適切な利用上の箇所を検討の困難がある。むしろ逆に、先にふれたように県有林ではダンナ衆より私有林を購入し、国有林ともども、村内大所有者による山林流出を待っている現状であるからである。つまり、山林所有について地元住民の全面的要求ではなくて、一般的風潮に便乗した要求であり、そうだとすれば、国、県に対する解放要求の深刻さを欠くのである。

つまり本村の土地(林地)経営基盤対策は、内部の大山林所有者の低質林地、放任林地をどのように考え、社会的にどのように利用すべきかという点につながってくる。土地の私有権が確立している体制下では、個人の判断で私有地をいかような状態にもおくことができ、その処分もまた個人の自由に任せられるのである。ただこの前提に立って考えてみても、山林所有のもつ社会性は1つには公害防止という形で、個人有林を保安林等に指定される場合、個人有林の利用の制限ないし停止という社会性が加わり、1つには可能性のある事業をサボるようなことがあれば、その連帯的責任を追及されて然るべき社会性があるのである。この連帯的責任とは、林地という自然物を不生産的に独占、占有することに対するものである。後者の責任回避を持続すれば、反対勢力の社会的制裁をいずれうけることになる。この連帯的責任の回避は、本村の林業に関してのあらゆるカベを作るはたらきをしている。今みたように、国有林等への解放要求に強く食いこめないのも、みずからの山林を十分に開花させることのない後ろめたさがあるからである。

現実の傾向として、戦後とくにダンナ衆の山林の移動が多い。つまり個別山林の村外流出の事情は雑多であるが、傾向として大所有をもてあましていく。みずからの手に背負い切れないのである。背負い切れなくなった場合は、従来の立場にこだわることなく、村有林をはじめ、村内所有者に売り渡すようにする。そのために村では仲介機関を作るべきであろう。また各個人所有者は従来の極めて低いテンポの造林化速度に検討を加えなければならない。このテンポを村全体の発展のために促進させなければならない。そのためには売却になる事態の前に、背負い切れなくなる部分を見越して、一般水準での個人経営能力の範囲に限定し、残りの部分を売却または他人の利用にまかせ、あるいは分収林等の設定にもっていくように指導しなければならない。売却の場合は、当然その収入を造林資金にくみこまなければならない。若干所有規模を縮小し、その得た所得を自分の山林の資源造成にまわすのである。利用の場合は、公共的な機関で、利用する側の林野利用の能力を判断することが必要である。その他対策はいろいろあろうが、ここでは一応以上にとどめておきたい。

共有林について述べると、持分の未確定のものについては、平等な資格で、共有者の実際の希望に適合させながら、もし「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律\*」の適用をのぞむならば、その適用方法への努力をなすことは当然である。また持分の確定している共有林については、形式、実質両面からの私権化の方が一層造林化にむかう可能性が大きいから、先に述べた手続きの困難、登記料、財

\* 昭和41年7月、法第126号。

産税等の税金支払い上の困難の軽減化と、事務の簡素化を責任ある機関で推進すべきである。

とくに木村のすべての私有林についていえることは、山林面積の縄延び割合がきわめて大きい点である。この縄延び割合は、とくに村内、村外所有者をとわず大所有者と共有林に多く、その結果の与える影響は大きい。また地域的には奥山に多いのである。個別にはいろいろの割合であるが、最高平均 20~50 倍のび割合と見ることができる。しかしいつまでもこの状態に置くことは、先にのべたように一般資本に本村の資源を席捲させるきっかけを与えることになる。したがって段階的にでも、これを実際面積に近づける強力な作業母体が必要となろう。

次に村有林のもつ現在の機能を考えると、面積僅少の上、内容も乏しいので、むしろ村有林に住民が依存する姿勢ではなくて、りっぱな村有林を作るという点に主眼がおかれるべきである。このためまず村内山林で、売却の可能性のあるものを打診し、村財政の限度はあるが、それを購入して、育林事業を行なうことにより将来の資源を培養し、雇用機会創出の作用をもたせることになる。ともかく木村のごとき所有規模の村有林では、村有林としての機能は村民に造林意欲を与えるための経営模範林としての意味と、村財政に将来寄与する財産林としての意味があろう。ただ拡充当時は内容がせい弱なため、後者については一般の市町村村有林のように恣意的な経営になり、植伐不均衡林とすることなく、その点厳重な制約をもうけておく必要がある。

とくに土地(林地)基盤対策については立村の根本であり、これらの対策は社会的には育成的ないし農民的林業経営へ移行させる以前の段階の諸対策であり、きわめて基礎的なものである。しかし、また本村の経済、社会的な土台をゆさぶる重要な性質をも兼ねている。本村の今後の興廃はここにかかっているといつて過言でない。したがって村としては林業のうち、林地基盤対策部分を担当する強力な、しかも権限の大きい機関をもうけなければならない。それは行政庁(村役場)とは切り離し、単一の、しかも全住民の総意を反映する手段と方法によった機関が望ましいのである。

#### (4) 造林推進対策の内容

現状のところ述べているように、本村としては全体として最近の造林化は進んできた。農作物生産のための木場作も急速に衰退している。しかし、このうち本村の興亡をになう村内大山林所有者の造林割合がきわめて小さいのである。だからここではこれらを中心にするが、本村全体の造林化を考えたい。

まず、農家経済にとって林業経営がいかに必要なものであるか、その具体的実現方法と成果を、未造林の山林所有者に印象づけなければならない。つまり造林の実際的PRである。これには本村における造林の先覚者を発掘し、造林の成立過程、経営実情を明らかにすることによって、造林意欲をそそぐこともその1つである。本村の林野利用は実に古く、したがって造林も多少はなされたのであるが、小規模ながら本格的造林がはじめられたのは、明治末以来小鶴地域においてであった。そこから具体的な先覚的経営者を求めるべきであろう。加えて、林業経営とその技術専門家による懇切な指導が必要である。従来よりこの方面の担当は、熊本県五木林務事業所であった。しかし、実際は約2万haの私有林を1人の林業改良普及員が担当しており、また、森林組合の1~2の技術員が指導するにすぎない。役場には経済課に林業係があるが、1人で担当しており、事務のみに忙殺されている。林業経営を指導する専門技術者の機関を設置すべきであろう。これらのところでは大所有者に対しては育成的林業へ向かわせるために、個別経営計画の指導等も行なわれるべきである。

育成的林業経営をかなり着実に実行しているのは、製紙資本を中心にした会社有林であり、本村に対し

それが意味するものは深い、木村の育林活動についての示唆としては役立たない。なぜなら、あまりに資本力による造林化の勢いが大きいからである。しかし製紙会社でない会社有林の中には、以前薪炭林として所有、経営していたものもあり、木村における造林の進展とともに、村内大所有者の今後の造林化への1つの手がかりを与える位置にあらう。

造林希望者への造林資金捻出については、従来とられてきた国、公共団体からの補助金はもちろんであるが、また公庫融資等も考えられ、この場合共通にいえる点は融資条件の緩和であろう。たとえば担保の場合の保存登記もできるだけ簡単化させ、また利率も特殊事情を加味して、低利の方に適用せしめるようにもっていかねばならない。また資金導入機関としての森林組合の活用、県行造林利用、および県、森林組合、林地所有者による分収契約造林、公団造林、林業公社の活用等が望まれる。そしてもし以上の方法が満度になり、また村に対する村民の信用が高まっているのなら、造林のための起債も望まれよう。ただ基本的にはいずれにしても借入金が多いのであるから、自分で造林資金を借り、つまり先にのべたように山林を縮小して資金を捻出し、自力で造林していくことの柱を忘れてはならない。

次に生産基盤の対策にも関係するが、造林を遂行するために林道を開設、改修しなければならない。この民有林林道の場合、現在ha当たり3.6mとなっており、郡平均は4.2mであり、県下でもいちじるしく低い方である。

今県道、村道、林道を含めた道路網を示すと、図4のとおりである。この内容は表10である。林道だけについてみると、21路線76,040mである。昭和20~30年代の敷設のものが多く、幅は3~3.5mが大半を占めている。このように密度の低い林道に対し、昭和50年度には、計画ではha当たり7.6mにしたいというのである。一般交通の便もかねて、木村にとって必要欠くべからざる対策であるが、事業費がm当たり2~2.8万円であるので巨額にのぼる。しかし、立村計画に必要なので国、県からの負担をえなければならぬ。表11は昭和42年度よりの負担割合であるが、できる限り公共事業として開設しなければ

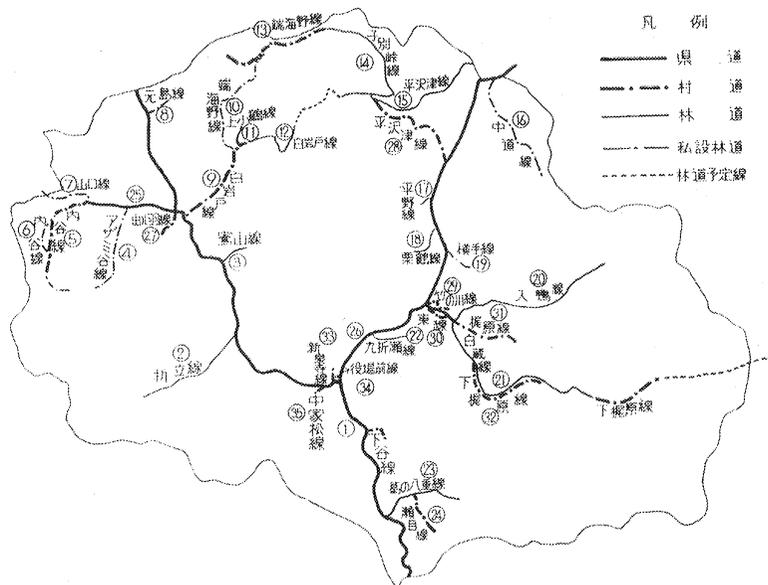


図4. 五木村の道路

表 10. 五木村の道路

番号	路 線	着工年, 完成年	幅員 m	延 長 m	工 事 主 体	摘 要
1	県道 入吉・宮原線	不 詳	4.0	23,000	県	
2	林道 折立線	昭和34年, 36年	3.0	5,110	森 林 組 合	
3	林道 鷺山線	〃 40年, 43年	3.6	1,819	〃	
4	林道 アザミ谷線	〃 32年, 34年	3.5	3,800	私 設(十 条)	
5	林道 内谷線	〃 10年ころ	3.0	2,780	村	
6	林道 内谷線	〃 27年, 30年	3.0	4,850	私 設(興 人)	
7	林道 山口線	〃 24年, 24年	3.0	2,250	私 設(日 室)	
8	林道 元島線	〃 35年, 35年	3.0	1,700	私設(藤本木材)	
9	村道 白岩戸線	〃 10年ころ	3.5	4,620	村	
10	林道 端海野線	〃 28年, 29年	3.0	4,598	村	通行不能, 昭和38年災害のため。
11	林道 上小鶴線	〃 34年, 35年	3.6	1,033	森 林 組 合	
12	林道 白岩戸線	〃 28年, 30年	4.0	4,772	村	
13	村道 端海野線	〃 27年, 28年	3.0	7,031	〃	
14	林道 子別峠線	〃 27年, 28年	4.0	6,250	〃	
15	林道 平沢津線	昭和31年 現在工事中	4.0	完 6,670 未 2,800	県 林 務 部	工事は県林務部であるが, 管理は村で行なう。
16	林道 中道線	昭和28年, 30年	3.0	6,000	私設(農林興業)	
17	林道 平野線	〃 36年, 37年	3.0	723	村	
18	林道 栗鶴線	〃 28年, 29年	3.6	2,053	森 林 組 合	
19	林道 横手線	〃 42年, 42年	4.0	1,850	県 林 務 部	
20	林道 入鴨線	〃 26年, 27年	3.0	6,877	森 林 組 合	
21	林道 白蔵線	昭和31年 現在工事中	4.0	完 4,268 未	県 林 務 部	工事は県林務部であるが, 管理は村で行なう。
22	林道 九折瀬線	昭和27年, 29年	3.0	1,452	森 林 組 合	
23	林道 葛之八重線	〃 31年, 36年	3.6	3,705	〃	
24	林道 瀬目線	〃 43年着工予定	3.6	3,480	村	
25	県道 小鶴～段線	昭和10年ころ	3.5	4,200	県	
26	村道 樺木～五木線	不詳	4.0	15,000	県	
27	村道 出ル羽線					
28	村道 平沢津線					
29	村道 竹の川線					
30	村道 東線					
31	村道 梶原線					
32	村道 下梶原線					
33	村道 新泉寺線					
34	村道 役場前線					
35	村道 中家松線					

注) 村役場調, 空欄は不明。

表11. 林道工事費負担割合

林道	負担		受益者	
	国 %	県 %	村 %	%
大幹線	65	25	10	}
幹線	55	15	30	
一般	40	15~20	40~45	

らない。地元受益者負担力がきわめて小さいからである。実施の順序としては、大幹線林道計画をまずたてなければならない。この場合は頭地を中心に人吉まで29km、八代まで45km、泉村まで43kmへの3通路を基本的流通路として念頭におかねばならない。次に幹線、一般林道であるが、地方公共体の事業として行なう方向をか

ためねばならない。なぜなら、可能資源が包蔵され、それは国、県のための各種の将来資源をにうからである。また利益をえ、負担を本村にかけるのであるから、村外大所有者には林道負担を積極的にかわせる措置が必要である。道路の管理については、管理母体を定め、利用料収入を考え、林道管理にあてるが、国の助成にもよらなければならない。

(5) 労働力流出と林業経営

以上青林事業を展開させるについて、林地と資本の側面から見てきたが、それらは直接生産を担当する林業労働力によって遂行されるのである。本村を実質的にささえるのは、まさに林業労働者群である。

ダム建設によって、どれほどの零細農家層、または労働者層が本村より流出するかは簡単に予測しにくい。20%くらいともいえようし、また他のダム建設の例より類推すると50%くらいとも考えられる。いづれにせよ、多量に流出することは間違いない。

流出労働力のうち、林業労働に従事していたものが約60%としても、一時にこれほど流出すれば、五木の林業経営が危機に直面することは明らかである。この意味から、ダム建設は立村計画としての林業の展望を考える時に、絶対両立しえないものである。

さらに詳しく見てみると、本村林業振興のために、かりに多量の労働力流出にかわる他からの新規労働力の流入が可能であろうか。もっとも可能性のある泉村では、林業公社の事業による労働需要で、むしろ地区外から募集しているほどであるし、その場合、労賃明示、往復交通費支給、事業地ごとに宿舎設置、労災保険適用という、奥地としてはかなり整った労働力確保対策を打ち出している。したがって、泉村の方から本村へ流入してくる場合は、それを上回る労働条件、社会保障、身分安定をととのえたものでなければその可能性はない。八代の方や東陽村、または相良村その他近隣町村からの流入もほとんど考えられない。

村内の林業労働者群は大きくわけて、県行造林に対する森林組合の労務班員、村外大所有者の労働者、村内大所有者の労働者として見ることができよう。県行造林の森林組合労務班員も、地すべりの流出が生じる可能性もあろう。ただどの地域の県行造林に最も労働力が不足するかが1つの問題となる。村外の会社等経営の大所有者の労働者は、現在でもそれぞれの会社の所在地方面からのつれ込み労働力をかなり用いて、本村での林業労働に従事させるのであり、したがって地元労働力の依存度は比較的小さい。

先の立村計画で示したように、将来の本村の林業経営主体の1つは、まず村内大所有者でなければならない。そう見ると、従来この層はおもに自家労働力ならびにその身分関係により集められる労働力によって行なわれ、例外的に雇用労働力に依存しているのが通例であるが、これは逆に、雇用労働力を中心にしなければならぬ方向になるのであるから、いかに地すべりの流出現象が影響するかを考えなければならない。ただ考察では、村内大所有者の山林所在地域が、比較的水没予定地域\*と離れている点である。つ

\* 水没予定の私有山林面積は約700.6ha(全私有林の約4%)であり、77人の所有者である。

まり水没予定地を中心にした林業労働者の居住部落の瀬目、小浜、金川、清楽、野々脇、葛之八重、宮目木、大平、逆瀬川、板木、下谷、三方谷、下手、田口、九折瀬、小原、入鴨、竹ノ川、掛橋、久領では、昭和 42 年男女 232 名の林業労働者がいたが、これらは五木村全体の林業労働者の約 35.5% にあたる。それ以外の林業労働者も地すべり現象に影響されて、流出するものも出てくる可能性はあるが、一応それを問題からはずして考えてみると、村内大所有者の林業経営地域には、それにしてもまだ若干の労働力が残留するかもしれない。しかし、このうち先の県行造林の労務班、国有林、村外大所有者等に労働するものもかなりあり、今後林業立村計画を立てるにあたり、この労働力需要に対して労働力供給がどのように裏づけられるかが問題となる。

この地すべりの労働力流出現象を補充するものとしての機械力導入も考えられよう。本村は僻地ではあるが、全般的にみた場合、林業機械力が比較的導入されている。しかし、これは不在村の山林所有者や村外の木材業資本の利用に多い。村内大所有者の機械利用が今後当然望まれよう。それにしても山林の地形が複雑であり、林道開設も今後にまたねばならないものが多いから、機械力導入にも一定の限界がある。つまり、いわゆる林業労働を補う意味でしか、目下導入されないのではないだろうか。私有林の林業機械導入にあたってはそのような因子が伏在するのである。

したがって、中心はあくまでも林業労働力の確保にあるが、先に述べたように、近隣町村からの流入も当面それほど望めないが、もし村当局が真に労働力流入を願うなら、方法は林業労働力確保の抜本的な対策—高度な労働条件、社会保障の十分な実施、身分の安定—以外にはないであろう。

つまり以上は、ダム建設が労働力確保の点から、林業発展上非常にマイナス要因であることを物語っているが、それにもかかわらず巨大な力でダム建設が遂行されるならば、将来の林業経営の可能性を十分に見積った補償額を要求するのは当然である。たとえば現在無価値に等しい薪炭林でも、これをチップ、パルプ資源に売った額を見積り、さらに土壌条件は良好であるのだから、伐採跡地に最も市場性の高い有用樹種、たとえばスギ、ヒノキを植栽し、主間伐収入を見積り、その間の副次的収入を見積り、それに加算して、さらにそれが一定の周期を経て間断なく富を生む山林資源として評価し、これらを補償されなければならないのである。

#### (6) 林業労働力対策

対策の 1 つにはその確保の方法、またそれにも関係するが、労働条件の問題がある。最近の本村の林業労働者数は昭和 37 年延約 30 万人であったが、39~41 年各 27 万人とかなり下回る傾向にある。これは、38 年来の風水害による土木工事への労働力移動も一因している。林業労働による賃金は、村民所得の中では 37 年度約 25% で 3,100 万円であったが、39 年度では 2,100 万円、15% に低下している。42 年度の「林業労働者就労動向台帳」によると、実働者は男子 444 名、女子 209 名、計 653 名となっているが、もし月平均 20 日稼働とすると約 16 万人となり、著しく林業労働者が減少しているのである。こういう中において林業労働は、営林署、県、会社、森林組合、個人のグループ別に雇用先がほぼ系列化している。このうち森林組合は、昭和 36 年県営林の事業を進めるにあたって、労務班すなわち森林組合林業建設推進隊を作った。この労務班は森林組合が直接に掌握するという天竜林業地の竜山森組方式ではなく、在来の労働者の組を間接的に用いたもので、メリットは通年雇用化を開始した点である。これは結成当時 160 人、38 年 200 人、40 年では約 300 人が登録され、常時 280 人の労働力を確保している。しかし現在県という限られた対象であるが、もし大所有者の造林化が進行してきた場合、組合の労務班を拡充強化するか、ま

たは公共機関のような責任ある機関で、林業労働者の需給を調整する別の機関を必要とする。

さて労働者を定着させるための対策を考える場合、森林組合労務班であっても、労働条件は他に比し程度が高いわけではない。たとえば、社会保障適用のごときは労災保険のみであり、地下足袋等の簡単な身の回り品を無償給付する程度である。賃金も基本給は、昭和42年で1日男子1,000円、女子800円であり、勤勉手当を勤務日数により格差をもたせて加給する。他に年2回1万円程度の賞与がで、役付にはこの他若干の手当がでる程度である。他方会社によっては平均割固定給と、出役割歩合給とを加算する方法もとられている。そして通年雇用をしている。しかし国有林労働者の失業保険、健康保険、退職手当金積立等の諸保険の確立したものに比べると、たとえ1日当たり賃金が多少民有林の方が高くなったとしても、国有林との労働条件のひらきが明確化し、民有林労働力を確保しにくいことになるのである。また林業労働の地元定着化のためには、一般にいわれているように、居心地よい労働の場所を与えることにつきてのであって、その面の対策として、労務班を現在より一層通年作業化させることであり、その今後に果たす役割は大きいのである。また当然のことながら、組織の中に林業労働者を別わくの形で、つまり肉體労働者のわくでつつむのではなく、全体の事業の組織のわくに組み込むことが、安定化の手形である。山泊の場合は、宿泊所を一般建設業等のものと同等以上とし、また通勤の場合も、託児所や休息所等の厚生施策をうちだすべきであろう。

要するに村内の林業労働者の労働条件は、与えられたものとしての受けとり方を改め、労働者自らの意欲を尊重し、そういう指導がなされるべきである。このため新しい酒は新しい皮袋に入れなければならない。つまり村内の国有林労働者、会社有林労働者、森林組合労務班労働者などが協議会のようなものを作り、そこで労働条件の客観的基準をみずから作り、それを経営側の重要な参考基準にさせなければならない。

さきに昭和42年度的林業労働者の延人員が少なすぎることをふれたが、これは統計的方法に何かの事情でおちた部分があったことも考えられようが、しかしともかく林業労働者の、毎年増加の傾向ではなく、むしろ減少化の一路をたどっているといえよう。新規中卒者の約90%は、村外に流出していく現状であり、これを止めさせることはたやすいことではない。それを補うものとして、技術の改良をはかることも考えられよう。したがって、ここで造林技術、伐出技術について若干補足しよう。他の地域に比して本村林業の造林技術、伐出技術は著しく劣っているとはいえないが、造林技術の場合の省力化としての植付本数、植付方法、保育方法の検討、また、適切な下刈機等の機械力の導入をはからなければならない。伐出技術については、国有林、会社、森林組合、個人等での所有主体、階層別の差がみられる。ことに搬出機械導入については顕著であるが、村内大ないし零細規模もそれ相当のものを導入利用し、少ない労働力を補い、合理的経営にむかうように指導されなければならない。とくに自然条件にマッチした空中架線搬出方式と、動力鋸利用を目標にしてよいと思われる。また機械所有の一般的母体を森林組合を中心に考えることが必要である。

#### 4. 結びにかえて

ある弁護士が述懐するのは、弁護をやっていくうちに、事件依頼者からも苦言のつくことがある。つまりものを客観的に位置づけて弁護すると、原告、被告の単なる立場ではすまされないものであると語った。この研究においても、同様に客観的なもので本村の発展を見ようとする時、必ずしも一部の人の利益になっていないようにとられる節も出てこよう。しかしあえて客観性を曲げたようなものは、長もちしな

いのである。これは全住民の豊かな発展を願いつつ、客観性のある実態の上に立って、展望と対策の柱を考えてみたのである。

ここでは多くの林業の施策の中での最も中心と考えられるものを、重点的、基本的にとりあげたのであり、たとえば過渡的施策そのものの検討とか、木炭、シイタケ、山菜等のいわゆる特殊林産物に対する対策については、あえてあまりふれなかった。それらの対策は、基本対策に対する過渡的な奥地山村振興対策の1つとして重要であり、軽視しているのではない。

「高度経済成長」による一般経済情勢は、奥地低開発山村に対してきわめてきびしいものがあるし、その最先端の電力、製紙等の諸資本がすでに本村に進出している。うかつにしていると、将来本村の各種資源はみな奪われていくだろう。現在の立村計画は100年の計を立てることにあるといわれ、それらを読みとって、それに対応する村内の力を結集しなくてはならない。この点を全住民はまず注意しなければならない。

では次に、村内の林業の諸事情はどうか。この場合ともかく林業の中心的施策である造林と、それと伐出とのための林道敷設を、公共事業という形を中心に急速におし進めなければならない。そのためには山林所有者の寄生化を排除し、村内所有者についていえば、育成的林業経営あるいは農民的林業経営を推進していくように方向づけなければならない。この場合のダンナ衆の中の大山林所有者の果たす役割と影響は大きいものがある。ただ旧来のように、ダンナ衆の一部の力ではなく、全住民の叡智が集められなければならないのである。現在その力の中心になるものの1つに、いわゆるダンナ衆以外の、村内の中、小〜零細規模の山林所有者または商店経営者、製材業者、あるいは村の政治的指導層、つまりこれらを一括していえば、新興勢力あるいは平民層ともいわれる層がある。この新興勢力の中にも大山林所有者があり、これは第3の勢力に将来移行する可能性もあるが、おしなべていえば、育成的ないし農民的林業経営の方向に目下力をととのえることこそ、まさに新しい村の担い手に課せられた当面の目標であろう。そして事業母体は土地（林地）経営基盤に対するものと、その他の林業施策に対するものとの2つが必要で、前者は全村の総意にもとづく強力なものでなければならぬ。

また本村の現状では、諸事業の共同経営も考えられるのであるが、わが国林業経営の現段階では共同化はかなり困難があるし、本村にあっては古い支配、被支配の関係が一部残存するので、古い部落ヒエラルヒーの崩壊を確認しない中に、生産事業に共同的作業をもち出すことは、一面共同の中での旧来の力の大きいものが、力の小さいものを圧することにもなりかねないので、現状ではもち出さなかったのである。だからこの点にとくに留意した上で、共同化を図ることを否定するものではない。

### III 追記—その後の村の動向

機会をえて、その後3年あまりたった昭和46年5月、現地を訪れることができた。その間、村のダム問題がどのように進展し、また立村計画はどう具体化されたのだろうかということが、胸中に秘められていた。正式の調査でもなく、かつ単独であり、短時間の滞在だったので見聞も限られたものだったが、それらをもとに、筆者の所見も加えたその後の動向は以下のごときものである。

ダム問題についての変化は、その建設に反対という当初の態度を変えていないが、しかし村民の総意は、国、県が現地調査をした上、村の要望に応じたいということから、一部の立ち入り調査（湛水線の標示、代替地の調査測量、付け替え道路の調査測量）を認めた点である。つまり条件付き賛成に多少傾斜し

た感じがある。このような事態になることは、われわれの調査した時点で予想されたことである。その場合でも、住民の利益の立場にたった十分な補償を調査しておくということだった。ダム建設反対では球磨地区で孤軍奮闘している五木村の立場、洪水調節という大義名分の前の生存権擁護の困難、国、県、独占資本の既定方針によるダム建設計画の強引な遂行をはじめ、幾多の圧力があつたが、なかでも村内の政治情勢の動揺ないし緊迫、あるいはダム反対の長期化にともなう村民のマンネリ無気力化、また、従前より内包していた村民の階級、階層、その他各種の利害の顕在化といった面が、事態の変化を生じた背後にあつたと見られよう。

村の未来像である立村計画の動向はどうか。先にも述べたように、ダム問題を内包した立村計画であつてみれば、ダム建設への住民の対応の姿勢が、結局立村計画の重心をどこにおくかにかかわってくる。昭和45年12月の国に対する陳情書によると、ここでの柱は林産資源を開発するものと、一方森林資源を用い過去の「五木子守唄」の歴史のイメージを利用した観光事業によるものと、2本の柱を立てている。われわれの調査時、あるいは先に述べたわれわれの施策よりは、観光事業に傾斜していることが印象づけられた。これはいうまでもなく条件付き賛成という路線を見とおしたものと関連していると思われる。

森林資源を包む自然環境—自然の光、緑、清流を活用した観光事業を立村の大きな柱とすることは、具体的には均衡ある人工林と天然林、観光牧場の建設、茶、クリ、ユズ、ウメ、ツツジ、サクラ、シイタケ、ワサビ、コンニャク、その他山菜、高級野菜等の栽培、ウグイ、エノハ、ウナギ、マス、アユの放・養魚を行ない、サル群成地の造成、ホテル、昆虫の保護、温・冷泉開発、ゴルフ場の建設、旅荘、キャンプ場の設置、遊歩道開設、広域観光ルートの整備を考えている。奥地山村の観光事業としては、まさにいうことなしてである。

これによって村内の一部の土産店と旅館と観光用の農林業生産は利益をうけるが、われわれが観光開発でおそれることは、外部資本の進出により、地元にはほとんど利益が供されないばかりか、部落が埃をかぶり、風紀が乱れ、都会の華やかな風潮と、連帯性の欠落した、無秩序な、資本優先の、行きすぎた合理主義におかされることである。このおそれを感じればこそ、われわれはこの事業をあえて力説しなかつた。本村にとって産業の中で不健全なものは観光事業である。資本力を必要とする施設は、外部観光資本の進出により、それに大きな利益を吸い上げられ、外部資本が進出しないと仮定しても、一体どれだけの顧客を見込めるかということである。おそらく当面県内の観光客だけではないだろうか。なるほど本村の観光開発は、観光による収益を地域住民にどう還元させるか、村民所得の増大を目標にはしているが、しかし大きな観光資本の進出も十分ありうることであり、その場合地場資本が無残な敗北をきたすことはあまりにも明らかなことである。したがって、豊かな、平和な、良俗のある本村のイメージは失われ、おそらく将来、道路はでき上り表面的な近代化は進むだろうが、秩序ある発展でなく、跛行的な村の展開、どうにもならない一層の過疎化現象をきたし、大山林所有者の林地は外部の大きな資本の手におち、村民から離れることになるであろう。

一方中心となるべき今1本の柱である林産事業の計画はきわめておそまつであり、林地(土地)経営基盤とか、土地所有の問題の改善はおろか、生産設備の改良等も具体的には明らかでない。観光事業としてのシイタケやワサビ生産ならいざ知らず、かりに特殊林産物でその市場を獲得しようとする場合、すでに国内には多くのその先進市場があるのだから、市場に食い込むことは容易でない。市場研究や技術をそなえなければならないが、現在そうした段階ではない。だとすれば特産物でも、新しいものを開拓しなけれ

ば本村特産物の評価はえられないが、その開発はない。林産事業の計画は今後一層の努力を必要とするのである。

以上でわかるように、村のその後の3か年の歩みが、基本路線は変化していないようだが一歩立ち入ってみると、場当たりな方向に流されているように思えた。また逆にいうと、それほどまでに、五木を取りまく内、外の圧力は激しく、きびしいともいえよう。

#### 付 参 考 資 料

先の注に示した参考文献のほか、次のような資料を参考にした。

「1960年世界農林業センサス結果概要」(昭和36年3月, 熊本県)

「いつき(村勢要覧)」(昭和41年, 五木村)

「昭和42年度林業労働者就労動向台帳」

「昭和42年度, 事業計画書」(五木村森林組合)

「球磨地域森林計画書(球磨森林計画区)」(昭和43年4月~48年3月, 熊本県)

「五木村民の生活の向上と村の発展の方向と川辺川ダム建設に対する心構え」(昭和43年11月, 五木村役場)

「五木村振興計画案」

「要望書(案)」(五木村ダム対策委員会)

「いつき(館報), ダム特集」第130号(昭和45年8月, 五木村開発課, 五木村公民館)

「いつき(館報), ダム特集」第133号(昭和45年11月, 五木村開発課, 五木村公民館)

「いつき(館報), ダム特集」第135号(昭和46年1月, 五木村開発課, 五木村公民館)

ほか。